

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成30年
2月9日
(金曜日)

目次

○告示

土地改良区設立の認可(農村整備課)……………

土地改良区定款変更の認可(農村整備課)……………

土地改良事業計画変更の認可(農村整備課)……………

保安林予定森林(森林整備課)……………

一 県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等(会計課)……………

二 県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等(物品管理課)……………

○公告

一 林業種苗生産事業者講習会の開催(森林整備課)……………

二 一般競争入札の実施(都市計画課)……………

○公安委公告

一 一般競争入札の実施……………



山口県告示第三十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十条第一項の規定により、土地改良区の設立を次のとおり認可した。

平成三十年二月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

土地改良区の名称
下関市吉田土地改良区

認可年月日
平成三〇、一、三〇

山口県告示第三十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成三十年二月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

土地改良区の名称
下関土地改良区

認可年月日
平成三〇、一、三〇

山口県告示第四十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、土地改良区の土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年二月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

土地改良区の名称
下関土地改良区

施行地区
清末地区

事業の種類
土地改良施設の管理
認可年月日
平成三〇、一、三〇

山口県告示第四十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成三十年二月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林予定森林の所在場所

下松市大字来巻字柿木迫一五八の二、一五八の五から一五八の七まで、字カツラ浴四一七の一、四一七の五、字トチノ木四一八の二、字小森六二八の一、字水上六五六の一、大字東豊井字大平二一五の一、字神馬迫三一〇の一、字孕岩三二三の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

下松市大字東豊井字孕岩三三三の一

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、下松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下松市経済部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林子定森林の所在場所

柳井市日積字岩竹一四六一から一四六四まで、一四六八の一、一四六九、一〇九〇

二の四、一〇九〇八から一〇九一〇まで、一〇九一〇の二から一〇九一〇の五まで、

一〇九一〇の七、一〇九一〇の八、一〇九一〇の九、一〇九一〇の一〇、一〇九一〇の一〇、一〇九一

四、一〇九一六、一〇九一七、一〇九二〇、一〇九三六の一、一〇九三六の二、一四

〇〇五、一四〇〇八から一四〇一〇まで、字向垣内一四七〇の一、一四七一、一四八

二の一、一四八六、一四九二から一四九四まで、一〇九一九の一、一〇九一九の二、

一〇九二四、字横山六七七一、一二九五四、一二九五四の七、一二九五九、字岡田六

八〇八、六八一〇、六八一、六八一三の一、六八一四の一、一二九五四の一、一二

九五四の六、一二九九六、一二九九九、一三〇〇一、字岡ノ土井七二二六、七二二

七、七二二八の一、一三〇〇二の一、一三〇〇二の二、一三一九〇、一三二〇二の

五、一四六九三、一四六九五、字山ノ神七二四八の三、七二五五の一、七二五六、一

三二一〇の一、一三二二〇の二、一三二二二の一、一三二二三の一、一三二二三の

二、一三二二五、一三二二五の二、一三八四三の一、一四七〇〇、一四七〇一、一四

七〇二の一、一四七〇三の一、一四七〇七の一、一四七〇七の二、一四八〇六、字一

本木八二五四、八二五六の一、一三六〇五の四、字大谷ノ上幸神入ノ谷一二九九一の

一から一二九九一の一まで、一二九九一の一三から一二九九一の一五まで、一二九

九一の一七、一二九九一の二〇、一二九九一の二一、一二九九一の二五、一二九九一

の二九、一三二二四の一、字大谷頭大谷ノ下一三一七七の一、一三一七七の二、一三二二三の一、一三二二三の二、一三二二四の三から一三二二四の六まで、一三二二四の九から一三二二四の一〇まで、字船木一三二二〇八の一(次の図に示す部分に限る。)、字大平一三六〇二の二、字三ツ岳一三六〇五の一、一三六〇五の三(次の図に示す部分に限る。)、字山ノ上一四八五六の一、字森ヶ浴一四八五九の一、柳井字豎場岩三三八七の一、三三八七の三、字金ヶ浴三三八八、三三九〇の一、三三九一の一、三三九二、三三九三、三三九五、一〇五九八の八、一〇六〇二、字梅ヶ迫三三九六、三三九七、三三九九の一、三四〇〇の一、一〇六〇一の一から一〇六〇一の四まで、一〇六〇六の一、一〇六〇七、一〇六〇九、字大平三四〇四、三四〇五、一〇六一〇、字牛ノ爪一〇六一二の一(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、柳井市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び柳井市経済部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)(第六百六十七條の五第一項及び第六百六十七條の十一第二項の規定により、平成三十年度において県が発注する業務(県庁舎等の清掃に係るものを除く。)の委託契約(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用されるものに限る。)に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)及び調達する特定役務の種類等について、次のとおり定めた。

平成三十年二月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 競争入札参加資格

競争入札に参加することができる者は、政令第百六十七条の四（政令第百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき競争入札に参加することができない者以外の者で業務の委託の特Aの等級に格付される資格を有するものとする。

二 調達する特定役務の種類

調達する特定役務の種類は、自動車税納税通知書作成業務、被災者支援業務システム開発業務、漁業取締船さらかぜの中間検査業務、漁業取締船かいせいの中間検査業務、周南流域下水道浄化センター脱汚泥の運搬及び処分業務、山口県議会映像配信システム再構築業務並びに県立学校コンピュータ教室用機器及び県立学校ネットワーク用端末機器に係るソフトウェアライセンス更新業務とする。

三 その他

(一) 競争入札参加資格の審査の申請の時期及び方法等については、県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成二十九年山口県告示第二百三十七号）に定めるところによる。ただし、当該告示に基づき格付された者については、競争入札参加資格の審査の申請を行う必要はない。

(二) 競争入札参加資格に関する文書は、山口県会計管理局物品管理課（電話〇八三一九三三二一三九六〇）のホームページ（<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a25200/shinsei/shinsei3.html>）において公開するほか、山口県総務部管財課、山口県会計管理局会計課、山口県会計管理局物品管理課、岩国県民局、柳井県民局、周南県民局、山口県民局、宇部県民局、下関県民局、萩県民局、山口県美祢農林事務所、防府土木建築事務所及び長門土木建築事務所において配布する。

山口県告示第四十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第百六十七條の五第一項及び第百六十七條の十一第二項の規定により、平成三十年度において県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の

規定が適用されるものに限る。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び調達する物品等の種類等について、次のとおり定めた。

平成三十年二月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 競争入札参加資格

競争入札に参加することができる者は、政令第百六十七条の四（政令第百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき競争入札に参加することができない者以外の者で、物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付される資格を有するものとする。

二 調達する物品等の種類

調達する物品等の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

契約の種類	調達する物品等の種類
物品等の買入れ及び借入れ	電気 ネットワークパソコン用ソフトウェアライセンス サーバ仮想化基盤システム 県立学校コンピュータ教室用機器 教育用ネットワークシステム 県立学校校務支援システム ガソリン 警察情報ネットワーク端末装置 交通信号灯器 放置駐車違反管理システム X線マイクロアナライザー 指紋自動識別システム

三 その他

(一) 競争入札参加資格の審査の申請の時期及び方法等については、県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成二十九年山口県告示第二百三十七号）に定めるところによる。ただし、当該告示に基づき格付された者については、競争入札参加資格の審査の申請を行う必要はない。

(二) 競争入札参加資格に関する文書は、山口県会計管理局物品管理課（電話〇八三一九三三二一三九六〇）のホームページ（<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a25200/shinsei/shinsei3.html>）において公開するほか、山口県総務部管財課、山口県会計管理局会計課、山口県会計管理局物品管理課、岩国県民局、柳井県民局、周南県民局、山口県民局、宇部県民局、下関県民局、萩県民局、山口県美祢農林事務所、防府土木建築事務所及び長門土木建築事務所において配布する。



(二) 林業種苗生産事業者講習会の開催
 林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十一条第一項の規定により、林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催します。

平成三十年二月九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 講習の対象となる者

林業種苗の生産事業者の登録を受けようとする者

二 講習会の日時及び場所

(一) 日時

平成三十年三月十六日（金曜日）午前九時から

(二) 場所

山口市宮野上一七六八番地の一 山口県農林総合技術センター林業技術部

三 講習の科目及び時間

科	目	時	間
種苗に関する法令			二
種苗の産地及び系統			二
種苗の生産技術			二

四 受講の手続

講習を受けようとする者は、林業種苗法施行細則（昭和四十六年山口県規則第五号）第二条に規定する生産事業者講習会受講申込書に生産事業者講習手数料一万五千四百十円に相当する山口県収入証紙を貼って、住所地を所管する農林事務所の長を経由して知事に提出すること。

五 受講申込書の提出期限

平成三十年三月九日（金曜日）

六 その他

この講習会の受講についての問合せは、山口県農林水産部森林整備課（電話〇八三

一九三三―三四八五）又は最寄りの農林事務所にすること。

(三) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成三十年二月九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

(一) 業務の名称及び数量

(二) 周南流域下水道浄化センター脱水汚泥の運搬及び処分業務 一式

(三) 入札説明書及び仕様書による。

(四) 履行期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間

(五) 履行場所

契約担当者が指定する場所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第六百七十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 政令第六百七十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成二十九年山口県告示第二百三十七号）又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示（平成三十年山口県告示第四十二号）に基づき資格審査において、産業廃棄物（収集・運搬）及び産業廃棄物（処分）について業務の委託の特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十四条第一項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可（汚泥に係るものに限る。）及び同条第六項の規定による産業廃棄物処分業の許可（汚泥の中間処理に係るものに限る。）を受けている者であること。

(五) 平成三十年二月九日から同年三月二十七日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

(六) 平成十四年四月一日から平成三十年二月九日までの間に、地方公共団体の委託を受けて下水道施設において生じた脱汚泥を堆肥化して販売した実績（堆肥化又は販売を委託した場合を含む。）を有していること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県土木建築部都市計画課調整班

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県土木建築部都市計画課流域下水道班（光市大字浅江字懸山九二九番一二五）において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

入札金額は、一トン当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県土木建築部都市計画課調整班

(三) 受領期限

平成三十年三月二十六日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、平成三十年三月二十七日午前十時）

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県土木建築部入札室

(二) 日時

平成三十年三月二十七日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印（署名を慣習とする外国人にあつては、自署）のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、政令第六十七条の十第一項に規定する場合には、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

(四) 要

入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を平成三十年二月二十三日午後五時十五分までに山口県土木建築部都市計画課調整班に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を平成三十年三月六日までに発送する。

1 入札参加資格確認申請書

2 産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可証の写し

3 二の(六)に掲げる実績について記載した書類

(五) 契約保証金

免除する。

(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、平成三十年三月十六日午後五時までに山口県会計管理局会計課（電話〇八三一九三三一九三五）に申請書を提出すること。

(七) 詳細については、山口県土木建築部都市計画課調整班（電話〇八三一九三三一九三七二〇）に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Division in charge of the contract: Urban Planning Division, Public Works & Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government

- (2) Nature of the service to be required: Transportation and processing of dehydrated sludge from the Shunan Water Treatment Center
- (3) Term of the contract: From April 1, 2018 to March 31, 2019
- (4) Place of the performance of the service: The place designated by person in charge of the contract
- (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Urban Planning Division, Public Works & Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-3720)
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. March 26, 2018 (If brought in person:10:00 A.M. March 27, 2018)



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成三十年二月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 入札に付する事項
次に掲げる物品等の購入
- (一) 物品等の名称
ガソリン
- (二) 物品等の予定数量
三百十一キロリットル
- (三) 物品等の特質等
入札説明書及び仕様書による。
- (四) 納入期間
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間
- (五) 納入場所
契約担当者が指定する場所
- 二 入札参加資格

- 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
- (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成二十九年山口県告示第二百三十七号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（平成三十年山口県告示第四十三号）に基づく資格審査において、石油について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。
- (四) 平成三十年二月九日から同年三月二十三日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- 三 契約条項を示す場所
山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課
- 四 入札説明書及び仕様書の交付
山口県警察本部警務部会計課において交付する。
- 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
- (一) 記載方法
入札金額は、一リットル当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 提出場所
山口県警察本部警務部会計課
- (三) 受領期限
平成三十年三月二十二日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、平成三十年三月二十三日午後一時三十分）
- 六 入札を執行する場所及び日時
- (一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部二階入札室

(二) 日時

平成三十年三月二十三日午後一時三十分

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (一) 入札参加資格のない者がした入札
- (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
- (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

- (一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政
 - (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (三) 契約書の作成の要否
要
 - (四) 契約保証金
免除する。
 - (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、平成三十年三月九日までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三三三九六〇)に申請書を提出すること。
 - (六) 詳細については、山口県警察本部警務部会計課(電話〇八三一九三三三〇一一〇)に問い合わせる。
- 十一 Summary
- (1) Division in charge of the contract: Finance Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters
 - (2) Nature and planned quantity of the products to be purchased: Approximately 31kiloliters of regular gasoline
 - (3) Term of delivery: From April 1, 2018 to March 31, 2019

(4) Delivery place: Place designated by person in charge of the contract

(5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Finance Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-0110)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. March 22, 2018(If brought in person: 1:30 P.M. March 23, 2018)

平成三十年二月九日發行

發行所

山口県知事